

●●●● 2020年分 年末調整について ●●●●

2020年分の年末調整において、給与所得控除、基礎控除が改正になり、所得金額調整控除が新設されました。また従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が変更となります。

**給与所得控除の改正**

給与所得控除額は一律10万円引き下げになりました。また控除額の上限が適用となる給与等の収入金額は「1,000万円超」から「850万円超」となり高額所得者は税負担が増えることとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額		増減額
	2019年分	2020年分以降	
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)	収入金額×40%-10万円 (55万円に満たない場合は55万円)	△10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円	△10万円
850万円超1,000万円以下		195万円(上限)	△10万円 △25万円
1,000万円超	220万円(上限)		

**基礎控除の改正**

基礎控除額が38万円から48万円となり、10万円引き上げになりました。また所得制限が新たに設けられ、高額所得者(給与等の収入金額2,595万円超)は段階的に控除額が引き下げになります。

給与等の収入金額	基礎控除額		増減額
	2019年分	2020年分以降	
2,595万円以下	38万円	48万円	+10万円
2,595万円超2,645万円以下		32万円	△6万円
2,645万円超2,695万円以下		16万円	△22万円
2,695万円超		0円	△38万円

**所得金額調整控除の新設**

給与所得控除と基礎控除の改正により、高額所得者の税負担が増えることとなりました。そこで、子育てや介護に対する配慮の観点から、特別な事情のある人の負担が増えることのないよう所得金額を調整する制度が新たに設けられました。給与等の収入金額が850万円を超える人が、次の〈適用要件〉の①～③いずれかに該当する場合は〈調整額〉の金額が控除されます。

〈適用要件〉

- ① 給与所得者本人が特別障害者である場合
- ② 23歳未満の扶養親族がいる場合
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

〈調整額〉

(給与等の収入金額-850万円)×10%  
※最高15万円

お知らせ

「税制研究」No.78(再刊第38号)が10月初旬に発行されます。購入ご希望の方はFAXにてお申し込み下さい。FAX:03-3359-4434



誠に勝手ながら 8月11日(火)～8月14日(金) 夏期休業いたします。

経営の信条

わたしたちは納税者の権利をまもり、税制と税務行政の民主化を図り、企業、とりわけ中小企業、零細企業の発展に寄与するため、全力をつくしてがんばります。

税理士法人 税制経営研究所

◆ 四谷事務所  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町12番5号  
ライラック三栄ビル2階  
TEL. 03-3359-4731, 4734, 4735, 4737, 4714

◆ 清水事務所  
〒424-0847  
静岡県静岡市清水区大坪1丁目7番23号  
東海税研ビル3階  
TEL. 054-347-1218

◆ 川越事務所  
〒350-0053  
埼玉県川越市郭町1丁目7番地24  
TEL. 049-223-1259

◆ 四谷 税研ビル  
〒160-0008  
東京都新宿区四谷三栄町4番10号  
税研ビル  
株式会社 税制経営研究所  
公益財団法人 谷山治雄記念財団  
TEL. 03-3351-7401

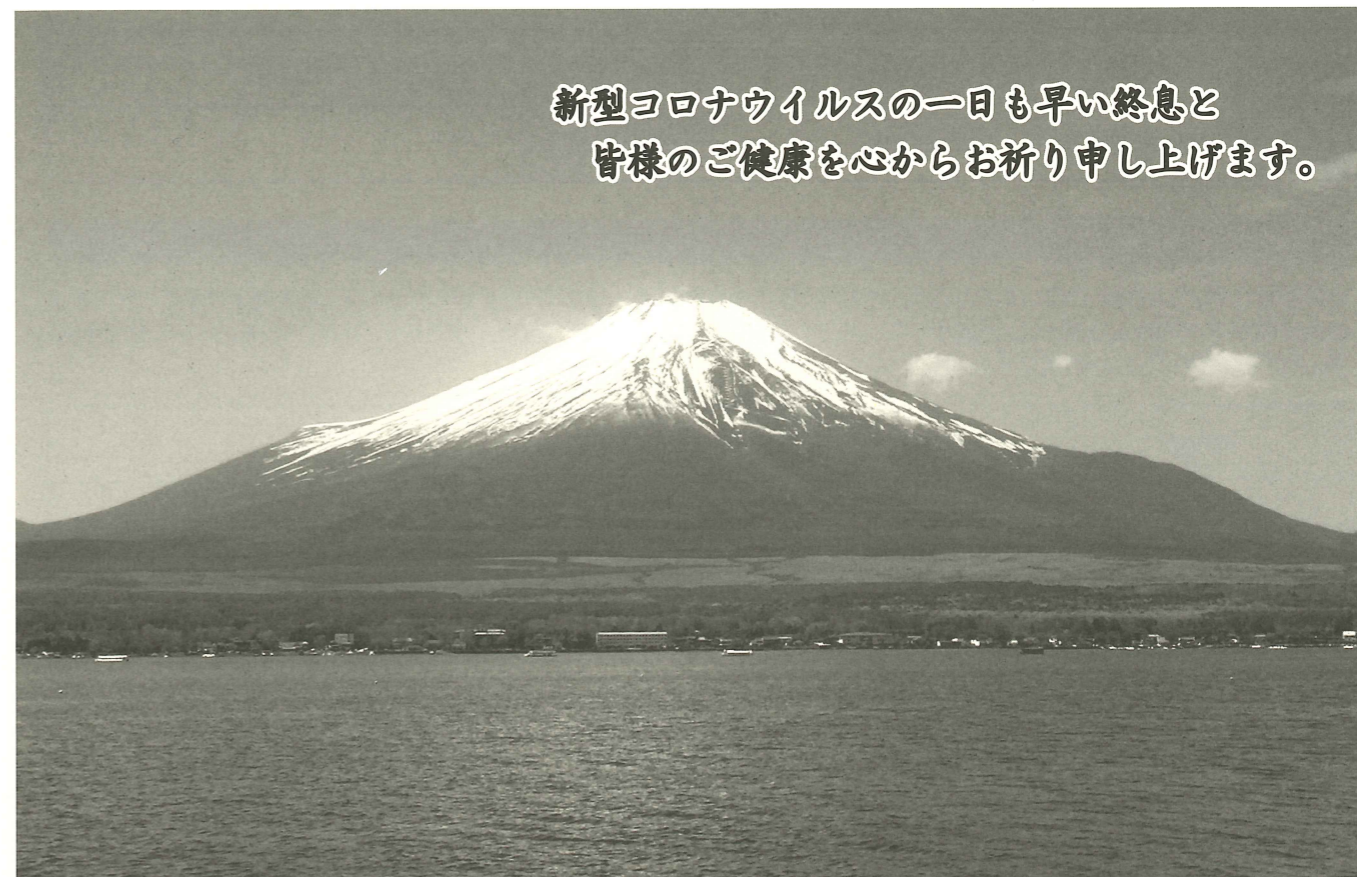
あとがき

東京オリンピックの開催を楽しみにしていた2020年は、新型コロナウイルスの蔓延により「新しい生活様式への移行」「働き方改革の急務」など、環境に適応する能力が求められる年となりました。夏に着用するとは思えなかったマスクも「冷感」「UVカット」等プラスアルファの要素が加わり、日々の生活に欠かせないアイテムとなりつつあります。当たり前前の生活がどれだけ幸せな事だったのかを痛感すると共に、「どんな環境になってもできる事を見つける!」という想像力・実行力を増やしていかなければと感じます。目に見えないウイルスとの戦いに心も体も疲弊しがちですが、楽しく過ごせるように工夫していきたいものです。(一圓)

# 税研ネットワーク

ITMG 税制経営研究所  
INSTITUTE OF TAX & MANAGEMENT GROUP

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町12番5号 ライラック三栄ビル2階  
TEL 03-3359-4731 http://www.zeiken.org/



新型コロナウイルスの一日も早い終息と  
皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

富士山(撮影 山内直也)

法治国家に望むこと

代表社員 荒川 俊之

日本は法治国家です。民法や会社法など様々な法律に基づき社会の秩序が守られています。ところが、新型コロナウイルス経済対策の一つである持続化給付金には、法的根拠がありません。知人の税理士が国会議員秘書の方に質問したところ、持続化給付金には法令上の根拠規程は何もなく、おおまかな「持続化給付金申請規程」と「持続化給付金給付規程」があるだけのことでした。さらに、これらの規程には曖昧な点が多く、その結果、実務的に様々な課題が生じています。例えば、持続化給付金の支給要件の判定に必要な売上上の計上基準は、現金主義なのか発生主義なのか。計算上発生した端数は切捨てなのか四捨五入なのか。また、給付金を会計上収入として計上し、課税対象とする根拠は一体どこにあるのか。これでは公平・公正な給付ができるのか甚だ疑問です。

ちなみに雇用調整助成金は雇用保険法を根拠としています。雇用保険制度における「雇用保険二事業」と呼ばれる事業の中の雇用安定事業(雇用保険法第62条)として行なわれます。そもそもの助成額が少な過ぎる、手続きが複雑である、など

様々な問題はありますが、既に存在している制度を新型コロナウイルス対策として利用したため、持続化給付金と異なり法的根拠は明確です。

緊急事態には迅速な対応が必要です。しかし、どのような制度についても法的根拠に基づき、その趣旨や目的を明確にすることが重要です。それによりしっかりした実務的な対応が可能になります。国民にとって常に公平・公正な社会を保つ基盤となる法律は必要です。持続化給付金については、その業務を「一般社団法人サービスデザイン推進協議会」にほぼ丸投げしたとして問題になっています。支給手続き業務に関する法律上の規程が明確になっていれば、このような税金の無駄遣いと思われても仕方のない事態も防げたかもしれません。

今後、増加が予想される集中豪雨や地震、新型コロナウイルス感染症等の災害など生活に直結する緊急事態に迅速な対応が出来るように、政府にはまず課題を整理し、国民にとって公平・公正な社会を保つ基盤となるしっかりとした法体系を構築するよう真に願います。

# 新型コロナウイルス感染症 主な緊急経済対策

## 持続化給付金

2020年1月から12月までのいずれかの月において、売上が前年同月より50%以上減少していることを要件に、中小法人等及び個人事業者等に対して支給される、事業全般に広く使える給付金です。

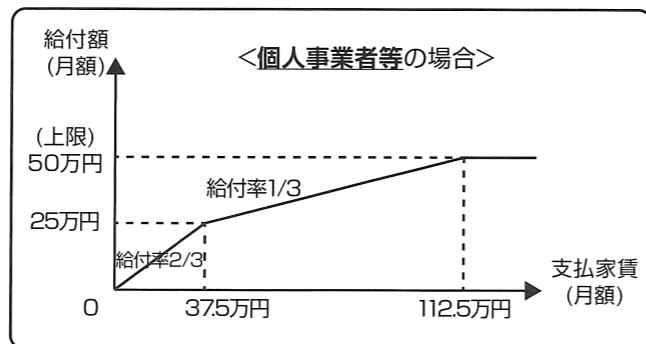
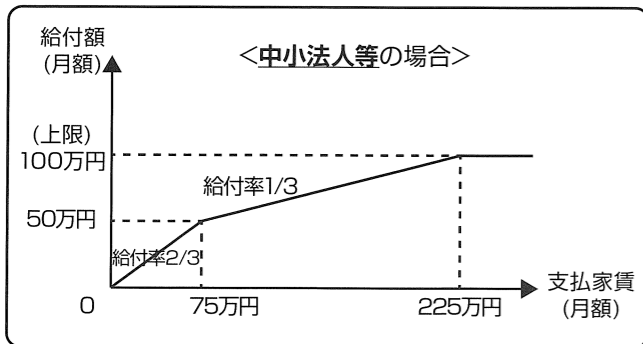
給付額		前年の総売上(事業収入) - (前年同月比50%以上減の月の売上 × 12か月)		
上限額	中小法人等	200万円	申請期間	2021年1月15日まで
	個人事業者等	100万円	課税の対象	○

## 家賃支援給付金

2020年5月から12月までのいずれかの月において、売上が前年同月より50%以上減少している、又は連続する3か月の売上の合計額が前年同期より30%以上減少していることを要件に、中小法人等及び個人事業者等に対して支給される、地代や家賃の負担を軽減するための給付金です。

給付額		1か月あたりの給付額※ × 6か月		
上限額	中小法人等	600万円	申請期間	2021年1月15日まで
	個人事業者等	300万円	課税の対象	○

※1か月あたりの給付額の計算方法は以下のようになります。



## 感染拡大防止協力金

自治体の要請に応じて、施設の使用停止、営業時間の短縮等に協力することにより給付されます。期間や給付額は各自治体により異なります。

給付額	自治体によって異なります	課税の対象	○
-----	--------------	-------	---

## 特別定額給付金

住民基本台帳(2020年4月27日時点)に記録されている者を対象とした、家計への支援のための給付金です。

給付額	一律10万円	課税の対象	×
-----	--------	-------	---



### Check Point

課税の対象となる給付金・協力金は雑収入で計上します。消費税の課税区分は「対象外」となります。

## 雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。2020年4月1日から9月30日までの緊急対応期間においては支給要件の緩和、助成率の拡充などの措置が取られているうえに、手続きも大幅に簡素化されました。また雇用保険の被保険者以外の方についても申請可能です。申請期限は支給対象期間の末日の翌日から2か月以内ですが、支給対象期間の初日が2020年1月24日から5月31日までの休業の申請期限は特例により2020年8月31日までとなっています。

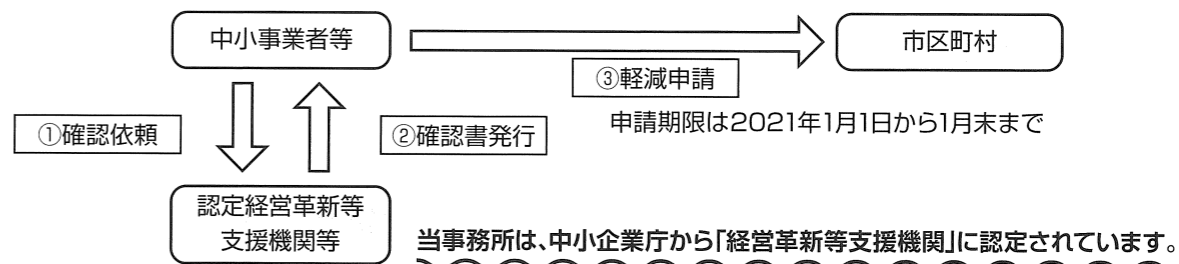
生産指標要件(売上等)	売上高等が前年同月より1か月5%以上減少		
助成率	支払った休業手当などの金額の4/5(中小企業)、2/3(大企業)	対象期間	2020年4月1日から2020年9月30日まで
	※解雇等を行わず、雇用を維持している場合: 10/10(中小企業)、3/4(大企業)	上限額	1人あたり日額15,000円

# 新型コロナウイルス感染症 主な税制措置

## 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の方は、認定経営革新等支援機関等の認定(確認書の発行)を受けて各市区町村への申請により、設備等の償却資産及び事業用家屋に係る2021年度分の固定資産税・都市計画税が軽減されます。2020年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入の合計額が前年同期より、30%以上減少した場合は1/2に軽減、50%以上減少した場合は全額免除されます。

### 申請の流れ(法人の場合)



## テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備(A類型)」と「収益力強化設備(B類型)」でしたが、新たに「デジタル化設備(C類型)」(テレワーク等のための設備投資)が追加されました。

〈概要〉

類型	デジタル化設備(C類型)	期間	2021年3月31日まで		
要件	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	対象設備	◆機械装置 ◆工具	◆器具備品 ◆建物附属設備	◆ソフトウェア

## 消費税の届出の特例

### (1)消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択(不適用)届出書について、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月1日から2021年1月31日までの期間のうち、任意の1か月以上の期間の事業収入が著しく減少(前年同期比概ね50%以上減少)した場合、税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する(又は選択をやめる)ことができるようになりました。

### (2)簡易課税制度の適用に関する特例

消費税の簡易課税制度の適用に関して、現行法では、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています。新型コロナウイルス感染症の影響により、税務署に申請し承認を受けることで、その被害を受けた課税期間から、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)ことができます。

(注)7月17日現在の最新情報です。今後、変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。